

随意契約理由書

1. 件名 : 日豊本線 西屋敷・立石間向野跨線橋外12橋橋梁点検
2. 業務場所 : 大分県杵築市山賀町向野地先外12箇所
3. 契約の相手方 : 九州旅客鉄道株式会社
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本件は、橋梁の老朽化等による損傷や変状を早期に発見することで橋梁の破損による事故を未然に防ぐことと、国道10号・210号の安全な通行を確保するための基礎資料とするものである。

2) 当該業務の内容

本点検は、国道10号の「向野跨線橋、向野跨線橋橋側歩道橋、日出跨線橋(上り)、日出跨線橋(下り)、日出跨線橋橋側歩道橋、敷戸橋(上り)、敷戸橋(下り)」及び210号の「池ノ原橋、右田跨線橋、中村跨線橋、中村跨線橋側道橋、鬼ヶ瀬跨線橋、天神跨線橋」の13橋における近接目視及び打音検査による異常箇所の検出をおこなう橋梁点検であり、JR線路に架かる跨線橋の点検を行う際には、足場軌陸車・線路閉鎖工事(橋梁点検時に臨時列車等が通行しないように調整する)が必要である。

3) 随意契約に付する理由

本点検の実施にあたっては、JR管理区域内において軌道上での点検が必要となるため、鉄道運行に支障をおよぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められる。

このため、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に、緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。また、夜間施工時には、き電停止を行う等、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの点検が要求される。更に、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要がある。

以上のことから、本業務を的確で円滑に履行するためには、軌道を所管し責任を有する当該軌道及び列車管理者の九州旅客鉄道株式会社大分支社が唯一の契約相手と判断する。

このため本業務は、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号により九州旅客鉄道株式会社大分支社と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)
道路管理第二課長